市町村議会で議決した意見書（平成29年10月）

平成29年10月２日現在

№.	市町村名	件名	議決年月日	頁
1	大船渡市	東日本大震災の被災者の医療費窓口負担の免除を求める意見書	H29.9.20	1
2	大船渡市	東日本大震災の被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書	H29.9.20	2
3	北上市	岩手県の医療費助成制度の更なる拡充を求める意見書	H29.9.29	3
4	久慈市	日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が承認することを求める意見書	H29.9.22	4
5	遠野市	小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書	H29.9.22	5
6	遠野市	北朝鮮の核実験に抗議する意見書	H29.9.22	6
7	一関市	「全国森林環境税」の創設に関する意見書	H29.9.8	7
8	一関市	日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書	H29.9.8	8
9	一関市	被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書	H29.9.8	9
10	一関市	朝鮮民主主義人民共和国の国連決議に反する核実験及び弾道ミサイル発射に実効ある対応を求める意見書	H29.9.8	10
11	一関市	介護保険制度拡充を求める意見書	H29.9.8	11
12	二戸市	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	H29.9.27	12
13	二戸市	岩手県の医療費助成制度について更なる拡充を求める意見書	H29.9.27	13
14	二戸市	日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書	H29.9.27	14
15	八幡平市	私学助成の充実を求める意見書	H29.9.8	15
16	奥州市	日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書	H29.9.27	16
17	奥州市	岩手県の医療費助成制度について更なる拡充を求める意見書	H29.9.27	17
18	奥州市	被災者の医療費・介護保険料などの免除措置の継続を求める意見書	H29.9.27	18
19	葛巻町	「全国森林環境税」の創設に関する意見書	H29.9.8	19
20	岩手町	安全・安心の医療・介護実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書	H29.9.14	20
21	岩手町	「全国森林環境税」の創設に関する意見書	H29.9.14	21
22	金ケ崎町	道路整備に係る補助率のかさ上げ措置等の継続を求める意見書	H29.9.25	22
23	金ケ崎町	日本政府は国連が採択した核兵器禁止条約を批准することを求める意見書	H29.9.25	23

24	金ヶ崎町	万全な関連法制度の整備まで「日欧EPA」を発効させないことを求める意見書	H29.9.25	24
25	金ヶ崎町	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書	H29.9.25	25
26	山田町	日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書	H29.9.12	26
27	田野畑村	「全国森林環境税」の創設に関する意見書	H29.9.22	27
28	普代村	全国森林環境税の創設に関する意見書	H29.9.15	28
29	軽米町	国連で採択された核兵器禁止条約へ日本の参加を求める意見書	H29.9.15	29
30	軽米町	私学助成の充実を求める意見書	H29.9.15	30
31	九戸村	日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書	H29.9.15	31
32	九戸村	「全国森林環境税」の創設に関する意見書	H29.9.15	32
33	洋野町	日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が承認することを求める意見書	H29.9.14	33

市町村議会名	意見書の内容
大船渡市	【議決年月日】平成 29 年９月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】東日本大震災の被災者の医療費窓口負担の免除を求める意見書 東日本大震災により、住む場所や働く場所が失われた多くの被災者は、今なお厳しい生活状況にあり、当市でも本年８月末時点で約 600 名の方が市内の応急仮設住宅等での生活を余儀なくされている。 このような中で、東日本大震災に係る「国民健康保険及び後期高齢者医療制度における被保険者の医療費の一部負担金（医療機関での窓口負担）」の免除の扱いについて、免除に要した費用全額を国により補填する特別な財政支援が平成 24 年９月 30 日で終了し、国民健康保険及び後期高齢者医療制度については、平成 24 年 10 月１日から既存の特別調整交付金の仕組み（基準を満たした場合に８割を支援）に変更されているが、被災者の中には、収入が絶たれた者も多く、また、長引く応急仮設住宅等での生活から健康不安が増大している。 このため、医療機関での医療費窓口負担が発生することにより必要な医療受診が妨げられ、被災者の健康保持に支障が出ることがないよう、安心して医療を受けられるような配慮が必要である。 よって、国においては、被災者の健康を守るため、下記の支援策を講じるよう強く要望する。 記 １　東日本大震災により被災した国民健康保険及び後期高齢者医療制度における被保険者の医療費の一部負担金の免除に係る費用の全額を補助すること。 ２　東日本大震災により被災した被用者保険における被保険者の医療費の一部負担金免除の制度を復活させること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
大船渡市	【議決年月日】平成 29 年９月 20 日 【提　出　先】岩手県知事 【件　　　名】東日本大震災の被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書 東日本大震災により被災された国民健康保険（以下「国保」という。）及び後期高齢者医療制度の被保険者の医療費窓口負担の免除が、平成 29 年 12 月末日をもって終了し、平成 30 年１月より通常の負担が発生する。 岩手県保険医協会が被災された方々を対象に行ったアンケート調査では、負担が発生した場合どうするかの問いに対し、「通院回数を減らす」、「通院できない」、「分からない」が合わせて 65.2％に上っている。 また社会保険（以下「社保」という。）の被保険者は、平成 24 年２月に国の免除が打ち切られたが、打ち切り後、「通院回数を減らした」、「通院できなくなった」が 50.0％となっている。 この結果から、国保や後期高齢者医療制度の窓口負担が発生すれば、社保と同様の事態になることが予想される。 また、アンケートの意見には、「医療費免除のおかげで日々の生活が助けられ、これこそが本当の復興という言葉に当てはまる支援で心から感謝申し上げる」、「負担は死活問題であり、今後の生活が不安である」、「病院までの交通費がかかり過ぎ、免除が終了したら通院できなくなる」、「早く社保の免除をしてもらいたい」、「災害公営住宅に入っているが、いろいろ経費がかかるので免除を続けてもらいたい」などの切実な声が多数寄せられている。 当市では災害公営住宅の建設や防災集団移転促進事業住宅団地整備等の工事が完了しているものの、本年８月末時点で約 600 名の方が市内の応急仮設住宅等での生活を余儀なくされている。 こうした中で、窓口負担が発生すれば、必要な受診が妨げられ健康をさらに悪化させる恐れがある。 よって、被災者の健康保持のため、下記について強く要望する。 記 １　県は被災者の医療費窓口負担の免除に係る補助を平成 30 年１月以降も継続すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 29 年９月 29 日 【提　出　先】岩手県知事 【件　　　名】岩手県の医療費助成制度の更なる拡充を求める意見書 全国の地方自治体で実施されている医療費助成制度は、患者の経済的負担を軽減することで安心して医療が受けられるよう、乳幼児、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭等を対象に、自己負担分を助成する制度です。 岩手県の子どもの医療費助成の補助基準は、通院は未就学児、入院は小学校卒業までとなっており、３歳未満児は自己負担がありませんが、その他の対象者については一部自己負担があります。また、給付方法については、平成 28 年８月から、就学前の子どもにあっては現物給付方式を導入しましたが、その他の対象者については、窓口でいったん支払いをしなければならない償還払いとなっており、安心して医療機関を受診できる状況とはいえません。 住民の切実な願いに応え、県内の各自治体では、独自の上乗せをして助成拡大を行っておりますが、上乗せ分は全額が各自治体の負担となります。そのため、各自治体の財政力等により対象年齢、自己負担額、所得制限の有無など地域によってばらつきが生じている状況にあります。 成長期にある子どもの病気の早期発見と早期治療、治療の継続を確保するうえで、安心して医療機関を受診できるようにするための子どもの医療費助成制度が必要です。 本来は、国の施策として全国一律の医療費無料化を図るべきですが、県の補助基準の見直しが、制度拡大の契機となるものと考えます。 よって、県においては、次の事項を実施するよう求めます。 １　中学卒業までの子どもの医療費について現物給付方式にすること。 ２　中学卒業までの子どもの医療費の自己負担を無償とすること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
久　慈　市	【議決年月日】平成 29 年９月 22 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、内閣官房長官 【件　　　名】日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が承認することを求める意見書 　核兵器禁止条約を交渉する国連会議は本年７月７日、核兵器禁止条約を国連加盟国の３分の２にあたる 122 ヵ国の賛成で採択され、人類史上初めて「核兵器のない世界」への歴史的一歩を踏み出した。 　しかし、この会議に、唯一の戦争被爆国である日本政府は参加しなかった。このことを、全国の広島・長崎の被爆者をはじめ多くの国民は、恥ずかしく、悲しく、怒りをもって迎えたところである。 　核兵器禁止条約は、その前文で核兵器の非人道性を厳しく告発し、国連憲章、国際法、国際人道法に照らして、その違法性を明確に述べている。さらに、「核兵器使用の被害者（ＨＩＢＡＫＵＳＨＡ）及び核実験の被害者にもたらされた容認しがたい苦難と損害に留意し」と、広島と長崎の被爆者に言及し核兵器廃絶の必要性を明確にしている。 　条文では、核兵器の法的禁止の内容を定め、加盟国に核兵器の「開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵」などの禁止を義務づけ、さらに「使用、使用の威嚇」を禁止しており、文字どおり核兵器を違法化するものとなっている。 　また、自国の核兵器を廃棄した国のための参加する余地を盛り込み、全ての国連加盟国に条約への加入を促すなど、核兵器保有国にも条約への参加の道を開いている。 　このことは、核兵器の廃絶へ向けた大きな一歩であり、唯一の戦争被爆国政府として積極的な役割が求められている。 　よって、国においては、核兵器により唯一国民が被爆した国として、すみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会で承認するよう強く要望する。 　以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】平成 29 年９月 22 日 【提　出　先】内閣総理大臣、文部科学大臣、経済産業大臣 【件　　　名】小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書 　インターネットの単なる普及に止まらず、インターネットを活用したＩｏＴの活用分野の拡大、自動車の自動運転をも可能とするＡＩ（人工知能）の開発など、近年における IT 技術の発展は著しく、「第四次産業革命」とも呼ばれる大きな転換期を迎えている。 　新たなニーズに対応し得る人材の確保は世界的にも共通のものとなっており、我が国においてもグローバルに活躍し得る人材を育成する上で、ＩＴスキルの向上は不可欠なものである。しかし、2016 年に経済産業省が発表した資料によると、2015 年時点でＩＴ人材不足数は約 17 万人、2030 年には最大で約 79 万人が不足すると試算されている。 　2020 年にプログラミングが小学校において必修化されることに伴い、各都道府県教育委員会において、人材育成、指導内容等について、独自に試行錯誤を繰り返しているが、「どの分野に力点を置き、いかなる人材を養成すべきか」との課題は残されたままである。地域間の格差を是正するためにも、中核となる指導内容については全国共通のものとなることが求められる。 　一般家庭におけるＩＴ機器の普及は著しく、児童生徒たちは幼少期より一定程度ＩＴ機器に接することが珍しくない中で、教員に求められる技能は自ずと高いものとならざるを得ない。このことから、近年、特に顕著となっている教職員の多忙化に拍車をかけることとなりかねず、外部人材の活用など、人的あるいは財政的支援が必要となる。 　従来、小中学校におけるＩＴ機器の整備は、主に基礎自治体に委ねられてきたものの、自治体の財政力により整備状況に大きな差が生じているのが実状である。プログラミング教育において、自治体間の格差を是正するためにも、指導上必要となる機器の整備などに対する財政措置が求められる。 　そこで、下記の事項について取組むことを強く求める。 記 １　早期にプログラミングの指導の概要について明らかにすること。 ２　円滑な指導を行うため、自治体間の格差を是正するために必要な財政措置を行うこと。 ３　民間の人材を積極的に活用したり、適正な人員配置が困難な場合に広域での対応を認めるなど、弾力的な人材配置を認めること。 　以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】平成 29 年９月 22 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、内閣官房長官 【件　　　名】北朝鮮の核実験に抗議する意見書 朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は、我が国をはじめとする国際社会の強い抗議や警告を無視し、核実験を行い、弾道ミサイル等を発射し続けている。去る９月３日には、過去最大規模と見られる６回目の核実験を行った。今年だけでも８月 29 日・９月 15 日の日本上空を飛び越え太平洋上に落下した弾道ミサイルの発射を含め、10 発以上もの弾道ミサイルを発射している。また、こうした実験の繰り返しにより、北朝鮮の核、ミサイル開発の能力は着実に進展し、その脅威は我が国の平和と安全を脅かすものであり、断じて容認できない。 よって、遠野市議会は、北朝鮮による核実験及び核開発に対し厳重に抗議するとともに、日本政府においては、我が国の平和と安全の確保、国民の安心安全に万全を期し、引き続き国際社会と連携・協力のもと、北朝鮮に核実験及び弾道ミサイルの発射実験を放棄させるための実効ある措置を強く求め、平和的解決を目指し、毅然とした態度で外交努力を続けることを強く求める。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 29 年９月８日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣 【件　　　名】「全国森林環境税」の創設に関する意見書 我が国の地球温暖化対策については、2020 年度及び 2020 年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。 しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。 このような中、政府・与党は、『平成 29 年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成 30 年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。 もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。 よって、下記の制度創設について実現を強く求めるものである。 記 平成 29 年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成 30 年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 29 年９月８日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣 【件　　　名】日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書 　核兵器禁止条約を交渉する国連会議は７月７日、核兵器禁止条約を国連加盟国の三分の二にあたる 122 カ国の賛成で採択され、人類史上初めて「核兵器のない世界」への歴史的一歩を踏み出しました。核兵器が再び使われかねない危うい状態が続いている今だからこそ、核兵器の悲惨さを知る唯一の国の政府として、署名が開示される９月 20 日以降いち早く調印し、国会での批准を経て条約に正式に参加することを強く求めます。 【理由】 　本年７月７日採択された核兵器禁止条約は、その前文で核兵器の非人道性を厳しく告発し、国連憲章、国際法、国際人道法にてらして、その違法性を明確に述べています。さらに「核兵器使用の被害者（ＨＩＢＡＫＵＳＨＡ）及び核実験の被害者にもたらされた容認しがたい苦難と損害に留意し」と、広島と長崎の被爆者に言及し核兵器廃絶の必要性を明確に示しました。 　しかし、この会議に、唯一の戦争被爆国の日本政府は核保有国と歩調を合わせ参加しませんでした。 　条文第１条は、核兵器の法的禁止の内容を定め、加盟国に核兵器の「開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵」などの禁止を義務づけ、さらに「使用、使用の威嚇」などが禁止されています。 　また第４条では、核兵器保有国や核の傘のもとにいる国々が参加する余地をつくり、核兵器の完全廃絶に向けた道をつくりました。 　今こそ、核兵器の悲惨な体験を持った日本が条約締結の先頭に立つべきです。 　よって国及び関係機関は、下記の事項について取り組むよう強く要望します。 記 １　日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名すること。 ２　衆議院・参議院の両院ですみやかに核兵器禁止条約を批准すること。 　以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 29 年９月８日 【提　出　先】岩手県知事 【件　　　名】被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める意見書 　東日本大震災により被災された本県の国民健康保険と後期高齢者医療制度の方の医療費窓口負担免除が本年 12 月末日で終了し、来年１月より通常の負担が発生します。 　岩手医科大学が沿岸４市町村を対象に平成 27 年度に実施した調査によりますと、健康状態がよくないと答えた被災者の割合は、男性で 13.2％、女性で 14.6％となっています。また、暮らしの実態について、生活支援相談員に寄せられた相談内容は、日常生活に関する相談が全体の３割と最も多く、次いで、健康、保険医療に関する相談が約２割を占めています。 　東日本大震災から６年を迎えようとする２月 28 日時点で、13,283 人の方が応急仮設住宅等で不自由な生活を余儀なくされています。被災者の皆さんからは、「まさかこんなに仮設暮らしが長くなるとは」「もう疲れた」などの切実な声が出ています。既に、震災関連の自殺は 42 人、仮設住宅等での孤独死は 48 人、この１年間でも 10 人を超えています。被災者の命と暮らしを守ることは、緊急で最大の課題です。 　このような中で、窓口負担が発生すれば、必要な受診が妨げられることは明らかです。 　つきましては、岩手県におかれましては、被災された方の健康保持のため、下記の項目について実現していただきますよう要望いたします。 記 １　県は、被災された方の医療費窓口負担の免除を平成 30 年１月以降も継続してください。 　以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	**【議決年月日】平成 29 年９月８日** **【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣** **【件　　　名】朝鮮民主主義人民共和国の国連決議に反する核実験及び弾道ミサイル発射に実効ある対応を求める意見書** 朝鮮民主主義人民共和国は、国連決議に反し、９月３日に６度目の核実験を行った。さらに、これに先立ち、８月 29 日には、未通告のなか、北海道上空を通過した弾道ミサイルを発射した。 これは、いずれも、国連決議に違反することは、明確である。 我が国の上空を通過する弾道ミサイルは、今回で５度目であり、岩手県の上空通過は２度目であり、深刻かつ重大な脅威であり、断固、抗議する。 このため、国においては、国連において、現在の石炭などの輸出の全面禁止などの経済制裁を厳格に履行することを関係国に求められたい。 さらに石油などの経済制裁を強化するなど、発射させないための実効ある対応を強化する必要がある。 加えて、有事を招かないよう最大限の外交努力を強力に推進することを要請する。 また、今回のミサイル発射は、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）で 12 の道県に伝えられた。 Ｊアラートで、伝えられている内容は『頑丈な建物や地下に避難』とする内容であり、当市のような農村地域においては、実態に合わない内容であり、万が一の対応についても、各々の地域性を考慮した通知方法の提示とともに、様々なケースに即した具体的な対応方針を提示されたい。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 29 年９月８日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】介護保険制度拡充を求める意見書 厚生労働省の社会保障審議会介護給付費分科会は、来年度以降の介護報酬改定に向けた議論を進めています。３年前の 2015 年度でも介護報酬の改定（引き下げ）が行われ、翌年には介護事業の倒産が過去最高になり、介護職員の労働条件が悪化し、今でも介護職員の採用が困難になっています。その時も政府は、処遇改善加算で引き下げを小さく見せようとしましたが、加算を除く報酬全体では実質 4.8%も下げられ、経営も介護職員も長期に渡り困難を強いられてきました。当時施設にアンケートを取ったら特別養護老人ホームの７割が前年度比で減収になったと回答していました。特別養護老人ホームの待機者を解消するため、行政も法人も資金を捻出しても人材が確保できず、施設建設を断念したり延期を余儀なくされた例は少なくありません。 そもそも介護職員の給料は、厚生労働省の昨年度の調査でも、平均賃金は全産業の約 10 万円低い状況であり、さらなる格差をもたらす報酬引き下げは介護難民・介護離職を増大させることとなり、社会の安定、青年も含め未来を明るく考えることはできなくなります。また地域経済やまちづくり計画にも大きな困難をもたらすことは避けられません。 高齢者の人数がピークを迎える 2020 年を前後して、高齢者の介護・生活問題はますます深刻さを増すことは明らかであり、介護保険法が述べているように、介護を必要とされる人が「尊厳を保持」し、「有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる」よう国が責任を果たすべきであり、下記事項の実現を強く求めます。 記 1　介護サービス利用者・介護事業者及び市町村が安心できるよう介護報酬を引き上げること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】平成 29 年９月 27 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣 【件　　　名】教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 学校現場における課題が複雑化･困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっています。公益財団法人連合総合生活開発研究所発行の『日本における教職員の働き方･労働時間の実態に関する研究委員会報告書』からは、７～８割の教員の１か月の時間外労働が 80 時間（過労死ライン相当）となっていることは明らかです。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。 義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の 1 から３分の１に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。 よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要請します。 記 １．計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２．教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】平成 29 年９月 27 日 【提　出　先】岩手県知事、岩手県副知事、岩手県保健福祉部長、岩手県総務部長 【件　　　名】岩手県の医療費助成制度について更なる拡充を求める意見書 　県は医療費助成制度の給付方法について、就学前児童及び妊産婦については 2016 年８月より現物給付を導入しましたが、その他の助成制度対象者は償還払いのままです。更には、３歳以上の子どもは一部自己負担があり、病気になった時に安心して医療機関を受診できるとはいえません。全ての子どもたちの健康を守るためにも、速やかに中学校卒業まで、通院分を含め子どもの医療費を「現物給付方式」とするとともに、一部自己負担金を廃止することが喫緊の課題と考えます。 　多くの県民は、上記のように速やかな中学校卒業までの通院を含めた拡充、そして中学校卒業までの子どもの医療費助成制度を現物給付方式とし、一部自己負担金を廃止することを求めています。 　以上の点から、県におかれましては、県民の健康増進及び傷病の早期発見・早期治療による重症化防止のため、次の項目について早期に実現されるよう求めます。 記 １．県は医療費助成制度の給付方法について全て現物給付としてください。 ２．中学卒業までの子どもの医療費の自己負担を無償としてください。 　以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】平成 29 年９月 27 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣 【件　　　名】日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書 核兵器禁止条約を交渉する国連会議は７月７日、核兵器禁止条約を国連加盟国の三分の二にあたる１２２カ国の賛成で採択され、人類史上初めて「核兵器のない世界」への歴史的一歩を踏み出した。核兵器が再び使われかねない危うい状態が続いている今だからこそ、核兵器の悲惨さを知る唯一の国の政府として、署名が開示される９月２０日以降いち早く調印し、国会での批准を経て条約が正式に発効することを強く求める。 【理由】 ７月７日採択された核兵器禁止条約は、その前文で核兵器の非人道性を厳しく告発し、国連憲章、国際法、国際人道法にてらして、その違法性を明確に述べている。さらに「核兵器使用の被害者（HIBAKUSHA）及び核実験の被害者にもたらされた容認しがたい苦難と損害に留意し」と、広島と長崎の被爆者に言及し核兵器廃絶の必要性を明確にした。 しかし、この会議に、唯一の戦争被爆国の日本政府は核保有国と歩調を合わせ参加しなかった。このことを全国の広島・長崎の被爆者は、恥ずかしく、悲しく、怒りをもって迎えた。 条文第１条では、核兵器の法的禁止の内容を定め、加盟国に核兵器の「開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵」などの禁止を義務づけ、さらに「使用、使用の威嚇」などが禁止されている。 また第４条では、核兵器国や核の傘のもとにいる国々が参加する余地をつくり、核兵器の完全廃絶に向けた枠組みが明確にされ、核保有国が条約に参加する道をつくった。 いまこそ、核兵器の悲惨な体験を持った日本が条約締結の先頭に立つべきだ。 よって国及び関係機関は、次の事項について取り組むよう強く要望する。 記 １．日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名すること。 ２．衆議院・参議院の両院ですみやかに核兵器禁止条約を批准すること。 上記のとおり、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	【議決年月日】平成 29 年９月８日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、岩手県知事 【件　　　名】私学助成の充実を求める意見書 私立学校は、公教育の一翼を担い、学校教育の充実、発展に寄与している。 現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫している。また、生徒一人当たりに支出される教育費が公立学校と比べて低いことが、私学の教育諸条件が改善されない大きな要因になっている。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められている。 よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう下記事項を要望する。 記 過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成をさらに充実すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 29 年９月 27 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣 【件　　　名】日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書 本年７月７日、「核兵器禁止条約の国連会議」で、人類史上初めて核兵器禁止条約が国連加盟国の三分の二にあたる 122 カ国の賛成で採択され、「核兵器のない世界」への歴史的一歩を踏み出しました。しかし、この会議に、唯一の戦争被爆国の日本政府は核保有国と歩調を合わせ参加しませんでした。 条約前文では、核兵器の非人道性を厳しく告発し、国連憲章、国際法、国際人道法にてらして、その違法性が明確に述べられています。さらに「核兵器使用の被害者(HIBAKUSHA)及び核実験の被害者に言及しています。 第１条では、核兵器の法的禁止の内容を定め、加盟国に核兵器の「開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵」などの禁止を義務づけ、さらに「使用、使用の威嚇」などが禁止されています。 また、第４条では、核兵器国や核の傘のもとにいる国々が参加する余地をつくり、核兵器の完全廃絶に向けた枠組みが明確にされ、核保有国が条約に参加する道をつくっています。 核兵器が再び使われかねない危うい状態が続いている今だからこそ、核兵器の悲惨さを知る唯一の国の政府として、すみやかに調印し、国会での批准を経て条約が正式に発効することを強く求めます。 記 １　日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名すること。 ２　衆議院・参議院の両院ですみやかに核兵器禁止条約を批准すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

<table>
<tr><th>市町村議会名</th><th>意見書の内容</th></tr>
<tr><td>奥　州　市</td><td>【議決年月日】平成 29 年９月 27 日
【提　出　先】岩手県知事
【件　　　名】岩手県の医療費助成制度について更なる拡充を求める意見書

岩手県は医療費助成制度の給付方法について、就学前児童及び妊産婦については 2016 年８月より現物給付を導入しましたが、その他の助成制度対象者は償還払いのままです。さらには、３歳以上の子どもは一部自己負担があり、病気になった時に安心して医療機関を受診できるとは言えません。全ての子どもたちの健康を守るためにも、速やかに中学校卒業まで、通院分を含め子どもの医療費を「現物給付方式」とするとともに、一部自己負担金を廃止することが喫緊の課題と考えます。
多くの県民は、上記のように速やかな中学校卒業までの通院を含めた拡充、そして中学校卒業までの子どもの医療費助成制度を現物給付方式とし、一部自己負担金を廃止することを求めています。
以上の点から、岩手県におかれましては、県民の健康増進及び傷病の早期発見・早期治療による重症化防止のため、次の項目について早期に実現されることを求めます。
記
１　県は医療費助成制度の給付方法について全て現物給付とすること。
２　中学校卒業までの子どもの医療費の自己負担を無償とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。</td></tr>
</table>

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 29 年９月 27 日 【提　出　先】岩手県知事 【件　　　名】被災者の医療費・介護保険料などの免除措置の継続を求める意見書 東日本大震災津波から６年６か月が経過しました。しかし、本年５月 31 日現在で、応急仮設住宅には 4,274 戸、8,833 人、民間賃貸などのみなし仮設住宅を含めると 5,217 戸、11,080 人が、いまだに避難生活を余儀なくされています。 災害公営住宅は、県と市町村の整備計画 5,964 戸（沿岸・内陸を含む。）のうち約８割が完成していますが、全て完成するのは平成 30 年と見込まれており、まだまだ時間を要します。また、被災者生活再建支援金の基礎支援金に対する加算支援金の支給割合は 53.0%（５月 31 日現在）で、自力再建を目指している世帯は 3,534 世帯（１月 31 日現在）となっています。土地区画整備事業など宅地供給も平成 30 年度までかかる地域もあり、復興はまさに道半ばです。 一方、自宅を確保した世帯においても、災害公営住宅の家賃や共益費、自立再建による住宅ローン返済など、新たな負担が重くのしかかっています。 また、岩手県こころのケアセンター（震災こころ相談室）やいわてこどもケアセンターの相談・受診件数は年々増加傾向にあり、時間の経過とともにストレスの蓄積など精神的なケアがますます必要になっています。被災者の心と体の健康を維持するためには、地域での支え合いとともに、医療・介護・福祉の適切なサービスが必要です。 よって、被災者が今後も、安心して生活再建ができ、ひいては震災復興につながるよう、次の事項を強く求めます。 記 １　被災者の医療費、介護保険料の免除措置について、国の責任で実施するよう国に求めること。 ２　岩手県として、市町村と協力の上、現在行っている被災者の国民健康保険、後期高齢者医療の医療費の窓口負担、介護保険利用料と障がい者福祉サービスの一部負担金の免除措置を 2018 年１月１日以降も継続すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
葛　巻　町	【議決年月日】平成 29 年９月８日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣 【件　　　名】「全国森林環境税」の創設に関する意見書 我が国の地球温暖化対策については、２０２０年度及び２０２０年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。 しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。 このような中、政府・与党は、「平成２９年度税制改正大綱」において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成３０年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。 もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。 よって、下記の制度創設について実現を強く求めるものである。 記 平成２９年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成３０年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。 以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
岩　手　町	【議決年月日】平成 29 年９月 14 日 【提　出　先】内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣 【件　　　名】安全・安心の医療・介護実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書 長寿世界一を誇る日本の医療は、今日まで医師・看護師をはじめとする多くの医療従事者の懸命な努力で支えられてきました。しかし、現在の医療･介護現場では長時間過密労働に加え、医療技術の進歩や医療安全への期待の高まり、介護を必要とする高齢者の増加などで、医療･介護従事者の労働環境は悪化し離職者も後を絶たず、深刻な人手不足になっています。 東日本大震災では､｢医療崩壊｣｢介護崩壊｣の実情が改めて明らかになり､その中で医師、看護師、介護職員など医療･福祉労働者の人手不足も浮き彫りになりました。 看護師など夜勤交替制労働者の労働条件を抜本的に改善し、人手を大幅に増やして、安全･安心の医療・介護を実現することが必要です。 以上の趣旨から、安全･安心の医療・介護実現と夜勤交替制労働の改善を図るための対策を講じられるよう、下記の事項を国に要望します。 １、医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働者の労働環境を改善すること。 ①　１日８時間を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など労働環境改善のための規制を設けること ②夜勤交替制労働者の労働時間を短縮すること ③介護施設などにおける１人夜勤を早期に解消すること ２、安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護を、増員すること。 ３、患者・利用者の自己負担を減らすこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
岩　手　町	【議決年月日】平成 29 年９月 14 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣 【件　　　名】「全国森林環境税」の創設に関する意見書 我が国の地球温暖化対策については、2020 年度及び 2020 年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。 しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。 このような中、政府・与党は、『平成 29 年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成 30 年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。 もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。 よって、下記の制度創設について実現を強く求めるものである。 記 平成 29 年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成 30 年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」早期導入を強く求める。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
金ケ崎町	【議決年月日】平成 29 年９月 25 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣 【件　　　名】道路整備に係る補助率のかさ上げ措置等の継続を求める意見書 道路は、国民の生活や経済活動を支える重要な基盤である。 また、災害からの復旧・復興に大きく寄与する社会資本でもある。 現在、国においては「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「財特法」という。）に基づき、高規格幹線道路や地域高規格道路の補助率のかさ上げ等を行い、道路整備に対して特別な措置がなされているが、この措置は平成２９年度までの時限措置となっている。 平成３０年度以降この措置が廃止され、補助率等が実質的に低減することになれば地方の生活経済活動に水を差すことになるばかりか、災害復興に取り組んでいる地域の活力気力を低下させる恐れがある。 よって、国においては、地域経済の発展や社会生活の向上を持続的に推進するため、長期的かつ安定的な道路関係予算を確保するとともに財特法の補助率かさ上げ措置等を継続されるよう、強く要望する。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
金ケ崎町	【議決年月日】平成 29 年９月 25 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官 【件　　　名】日本政府は国連が採択した核兵器禁止条約を批准することを求める意見書 ７月７日、核兵器を法的に禁止する核兵器禁止条約が国連本部で開かれていた条約交渉会議で加盟１９３カ国中１２２カ国の賛成で採択された。広島と長崎への原爆投下から７２年を経て「『ヒバクシャ』にもたらされた苦痛」との一節を前文に入れ、人道的見地から核兵器の存在を全面的に否定する条約が誕生した。 条約は核兵器の使用、開発、実験、製造、取得、保有、貯蔵、移転、「核兵器使用の威嚇」など幅広く禁止している。また、核兵器の使用や実験の影響を受けた人々に、医療などの援助を提供することもうたっている。広島、長崎の被ばく者による長年の「核廃絶運動」が条約採択に結びついたのである。 ９月２０日から各国の署名手続きが始まる。批准国数が５０カ国に達した後、９０日を経て発効する。条約が発効すれば核兵器は国際的に「違法兵器」となる。批准した国に対して、核保有国が「核兵器の使用、使用の威嚇」をすれば、国際的に違法行為となる。 本町は平成８年１１月１１日に、諸外国との国際交流を通じて、核兵器の廃絶と真の平和実現を推進するものとし、「平和国際交流の町」であることを宣言している。 こうした本町の「町是」ともいうべき宣言を受け、今年の６月定例議会で、「国際連合で開始された核兵器禁止条約交渉に日本政府が反対し、不参加を決めたことは極めて遺憾である。日本政府が国連の核兵器禁止条約交渉にすみやかに参加し締結のため努力することを強く求める」との意見書を国に提出した。 唯一の被爆国である日本の政府が、「現実の安全保障問題の解決に結びつくとは思えない」と表明し交渉会議を欠席し、条約に反対していることは極めて遺憾である。 核兵器禁止条約が発効すれば、生物・化学兵器のように核兵器は国際法上「違法」になり、北朝鮮に核兵器開発を断念させることにもつながると考える。 以上から、日本政府は核兵器禁止条約をすみやかに批准し、今年の広島宣言「核保有国と非核保有国との橋渡しに本気で取り組んでいただきたい」との趣旨に沿って行動することを強く求める。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
金ケ崎町	【議決年月日】平成 29 年９月 25 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、内閣官房長官 【件　　　名】万全な関連法制度の整備まで「日欧ＥＰＡ」を発効させないことを求める意見書 平成２５年に開始された「日欧ＥＰＡ（経済連携協定)」は、７月６日の日欧首脳会談において「大枠合意」された。「大枠合意」は、正式合意・協定ではない。政府発表は、関税と政府調達に関する合意のみで他のルール分野での合意内容は明らかにしていない。 ７月７日、全国農業協同組合中央会の会長は、「今後、ＴＰＰに加え、日欧ＥＰＡが発効すれば、わが国農業は、アジア太平洋地域のみならず、欧州の主要輸出国とも質・量両面において厳しい競争にさらされることとなる。政府・与党においては、今後、大枠合意の内容によって農業経営や生産基盤確保の取り組みに影響が出ないか徹底した検証を行うとともに、国民・消費者の声にも十分配慮しつつ、農業者との対話と協議のなかで、万全な予算措置や関連法制度の整備をすすめるよう求めるものである」との談話を出した。 農業関係者からは、「ＴＰＰを批准したために、ＴＰＰレベルと同等、またはそれ以上の譲歩を余儀なくされた」との批判がある。 例えば、日欧ＥＰＡでは、ＴＰＰでさえ守ったソフトチーズ輸入枠を大幅に拡大した。大枠合意のチーズ製品の輸入枠３．１万トンは、生乳換算で約３０万トンになり、乳価下落など酪農家に大打撃を与える危険がある。また、関税は１６年目に撤廃（ＴＰＰは現状約３０％維持）になる。チーズ生産をしている乳業工場、酪農家や若い人を中心に取り組むチーズ工房等に深刻な影響を与える可能性がある。本町の酪農家にとっても看過できない合意である。 その他の関税の例をあげると、パスタは現行１キロ３０円が１１年目に撤廃（ＴＰＰは９年目以降１キロ１２円維持)、ワインは即時撤廃（ＴＰＰは８年目撤廃)、豚肉は現行１キロ４８２円が１０年目に５０円（ＴＰＰと同）になる。農畜産業に深刻な影響を与えることは明らかである。 自動車など工業製品を売り込むため、農畜産物の輸入増と関税引下げを取引き材料にした合意であり、極めて遺憾である。交渉経過が国会と国民に知らされず突然公表されたことは納得できない。 国民、特に農家が納得するような「万全な予算措置や関連法制度の整備」が出来ないかぎり正式協定を締結・発効させないよう強く求める。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
金ケ崎町	【議決年月日】平成 29 年９月 25 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部大臣、総務大臣、財務大臣、内閣官房長官 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書 学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっています。(公財）連合総合生活開発研究所の教職員の働き方・労働時間に関する報告書では、７～８割の教員が１か月の時間外労働が８０時間（過労死ライン）となっていること、１割がすでに精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかにされました。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせません。 義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。 ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、2018年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう求めます。 記 １　子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

<table>
<tr><th>市町村議会名</th><th>意見書の内容</th></tr>
<tr><td>山　田　町</td><td>【議決年月日】平成 29 年９月 12 日
【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官
【件　　　名】日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書

今年７月７日に開催された「核兵器禁止条約の国連会議」で、核兵器禁止条約が国連加盟国の三分の二にあたる１２２ヵ国の賛成で採択され、「核兵器のない世界」への歴史的な一歩を踏み出した。しかし、この会議に、唯一の戦争被爆国の日本政府は核保有国と歩調を合わせ参加しなかった。
条約前文では、核兵器の非人道性を厳しく告発し、国連憲章、国際法、国際人道法にてらして、その違法性が明確に述べられている。さらに「核兵器使用の被爆者（ＨＩＢＡＫＵＳＨＡ）及び核実験の被害者にもたらされた容認しがたい苦難と損害に留意し」と、広島と長崎の被爆者に言及している。
第１条では、核兵器の法的禁止の内容を定め、加盟国に核兵器の「開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵」などの禁止を義務づけ、さらに「使用、使用の威嚇」などが禁止されている。
また第４条では、核兵器国や核の傘のもとにいる国々が参加する余地をつくり、核兵器の完全廃絶に向けた枠組みが明確にされ、核保有国が条約に参加する道をつくっている。
核兵器が再び使われかねない危うい状態が続いている今だからこそ、核兵器の悲惨さを知る唯一の国の政府として、署名が開示される９月２０日以降いち早く調印し、国会での批准を経て条約が正式に発効することを強く要望する。
記
１　日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名すること。
２　衆議院・参議院の両院ですみやかに核兵器禁止条約を批准すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。</td></tr>
</table>

市町村議会名	意見書の内容
田野畑村	【議決年月日】平成29年９月22日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣 【件　　　名】「全国森林環境税」の創設に関する意見書 我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。 しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。 このような中、政府・与党は『平成29年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。 もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。 よって、下記の制度創設について実現を強く求めるものである。 記 平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
普　代　村	【議決年月日】平成 29 年９月 15 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣 【件　　　名】全国森林環境税の創設に関する意見書 我が国の地球温暖化対策については、２０２０年度及び２０２０年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されていますが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっています。 しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が不足しております。 このような中、政府・与党は、「平成２９年度税制改正大綱」において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組みなどについて総合的に検討し、平成３０年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところであります。 もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題であります。よって、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を強く求めるものであります。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】平成 29 年９月 15 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣 【件　　　名】国連で採択された核兵器禁止条約へ日本の参加を求める意見書 今年７月７日、「核兵器禁止条約の国連会議」において、国連加盟国の３分の２にあたる１２２カ国の賛成で核兵器禁止条約が採択されました。 この条約は、核兵器のない世界をめざし、核兵器の使用、開発、実験、製造、取得、保有、貯蔵、移譲などを幅広く禁止したうえで、核抑止の根幹とされる「使用するとの威嚇」も禁止すると明記されています。 条約の成立には被爆者の果たした役割が大きく、条約の前文には「核兵器使用の被害者（ヒバクシャ）にもたらされる、受け入れ難い苦しみと被害に留意し」と明記され、人類全体の生存を守ることの重要性を訴えています。 軽米町は、昭和６０年９月２８日「わが国は世界唯一の核被爆国として、この地球上に再び広島、長崎の惨禍を繰り返してはならないと訴えているところである。軽米町は、日本国憲法の基本原理であり人類共通の念願である恒久平和に向けて将来とも非核三原則が遵守され、またあらゆる国の核兵器の廃絶と軍縮が推進されることを強く希求し、非核平和の町であることを宣言する」と「軽米町非核平和の町宣言」をあげています。この宣言の趣旨からも、「核兵器禁止条約」に日本国として署名し、国会で批准することを要望するものです。 唯一の戦争被爆国である日本が、この条約を批准し、核兵器保有国と非保有国の橋渡しをすることで、採択した国々と一緒に、人類史の課題である「核兵器廃絶」に大きく貢献できることは明らかです。 よって、国会においては、唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約に一日も早く署名、国会で批准することを強く求めます。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】平成 29 年９月 15 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、岩手県知事 【件　　　名】私学助成の充実を求める意見書 私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。 現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当たりにかけられる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。 よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。 過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金を更に充実させることを求めます。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
九　戸　村	【議決年月日】平成 29 年９月 15 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣 【件　　　名】「全国森林環境税」の創設に関する意見書 我が国の地球温暖化対策については、2020 年度及び 2020 年度以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。 しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。 もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。 よって、下記の制度創設について、実現を強く求めるものである。 記 森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
九　戸　村	【議決年月日】平成 29 年９月 15 日 【提　出　先】　　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣 【件　　　名】日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書 国連交渉会議は本年７月７日、核兵器を違法化する国際条約である「核兵器禁止条約」を国連加盟国の三分の二に当たる 122 カ国の賛成で採択し、人類史上初めて「核兵器のない世界」への歴史的一歩を踏み出した。 核兵器を条約で禁止し、廃絶することは、長年にわたって国際社会が強く求めてきたところである。我が国は、核兵器の非人道性、残虐性を自ら体験した唯一の被爆国として、核兵器廃絶の取り組みに積極的に貢献してきたところであり、日本政府は条約実現の先頭に立つことが求められる中、核保有国と歩調を合わせて会議に参加しなかったことは、国民や被爆者に対して背を向ける態度と言わざるを得ない。 本村は、昭和 60 年９月 24 日に「日本国憲法の基本原理であり人類共通の念願である恒久平和に向けて将来とも非核三原則が遵守され、またあらゆる国の核兵器の即時廃絶と軍縮が推進されることを強く希求し、非核平和の村であることを宣言する。」とした非核平和の村宣言を行っている。こうした核兵器の廃絶による恒久平和の実現は、九戸村民の切なる願いである。 よって、国及び関係機関は、核兵器禁止条約への参加に向けて、下記の事項について速やかに取り組むよう強く要望する。 記 １　日本政府が核兵器禁止条約に署名すること。 ２　衆議院・参議院の両院で核兵器禁止条約を批准すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
洋　野　町	【議決年月日】平成29年９月14日 【提　出　先】内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長 【件　　　名】日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が承認することを求める意見書 核兵器禁止条約を交渉する国連会議は７月７日、核兵器禁止条約を国連加盟国の３分の２にあたる122ヵ国の賛成で採択した。日本政府は、核兵器の悲惨さを知る唯一の国として、署名が開始される９月20日以降いち早く調印し、国会での承認を経て条約に正式に参加することを強く求める。 理由 本年７月７日採択された核兵器禁止条約は、その前文で核兵器の非人道性を厳しく告発し、国連憲章、国際法、国際人道法に照らして、その違法性を明確に述べている。さらに「核兵器使用の被害者及び核実験の被害者にもたらされた容認しがたい苦難と損害に留意し」と、広島と長崎の被爆者に言及し核兵器廃絶の必要性を明確にした。 しかし、この会議に唯一の戦争被爆国の日本政府は、核保有国と歩調を合わせ参加しなかった。 条文第１条では、核兵器の法的禁止の内容を定め、加盟国に核兵器の「開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵」などの禁止を義務づけ、さらに「使用、使用の威嚇」などが禁止されている。 また、第４条では核保有国や核の傘の下にいる国々が参加する余地をつくり、核兵器の完全廃絶に向けた枠組みが明確に示された。 よって国及び関係機関は、次の事項について取り組むよう強く要望する。 １．日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名すること。 ２．衆議院・参議院の両院ですみやかに核兵器禁止条約を承認すること。 上記のとおり、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。